

新発田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和6年度の人件費率
令和7年度	90,615人	54,090,993千円	1,214,644千円	7,988,534千円	14.8%	16.0%

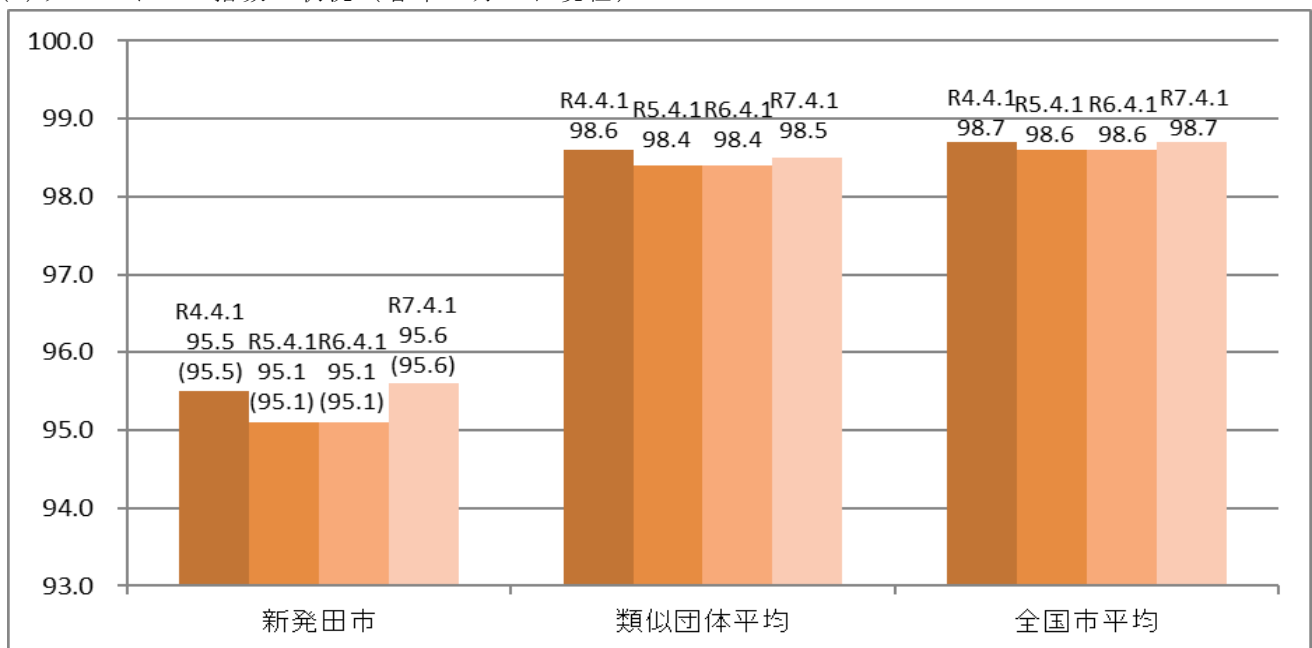
(注) 人口は、令和8年1月1日現在のものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和7年度	762人	2,927,278千円	394,121千円	1,188,876千円	4,510,275千円	5,919千円	— 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
- (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため記載を省きます。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 ・ 未実施]

- ・ 実施時期 令和7年4月1日
- ・ 実施内容 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

② 地域手当の見直し

新発田市は国の基準で非支給地であるため、地域手当は支給していません。

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、令和7年4月1日から国と同様に見直しを実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当、特殊勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新発田市	44.3歳	337,424円	385,536円	361,072円
新潟県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円	— 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
新発田市	48.4歳	54人	300,726円	319,022円	312,205円	—	—	—	—
うち学校 給食員	43.8歳	11人	272,200円	288,454円	282,100円	飲食物調理 従事者	— 歳	— 円	—
うち用務 員	49.8歳	12人	326,569円	345,360円	342,277円	他に分類され ない運搬・清掃 ・包装等従事者	— 歳	— 円	—
うち自動 車運転手	56.9歳	3人	356,126円	385,308円	362,126円	乗用自動車 運転者	— 歳	— 円	—
うちその 他の技能 労務職員	48.8歳	28人	294,921円	312,640円	305,796円	—	—	—	—
新潟県	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
国	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
新発田市	—	—	—
うち学校給食員	4,684,670円	— 円	—
うち用務員	5,789,154円	— 円	—
うち自動車運転手	6,388,980円	— 円	—
うちその他の技能労務職員	5,164,500円	—	—

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和5年～令和7年の3か年平均）。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものの、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区分		新発田市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	230,979円	— 円	— 円
	高校卒	199,418円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	197,327円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和8年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,028円	340,254円	388,551円	399,247円
	高校卒	— 円	313,879円	— 円	387,786円
技能労務職	高校卒	— 円	261,643円	310,706円	308,685円

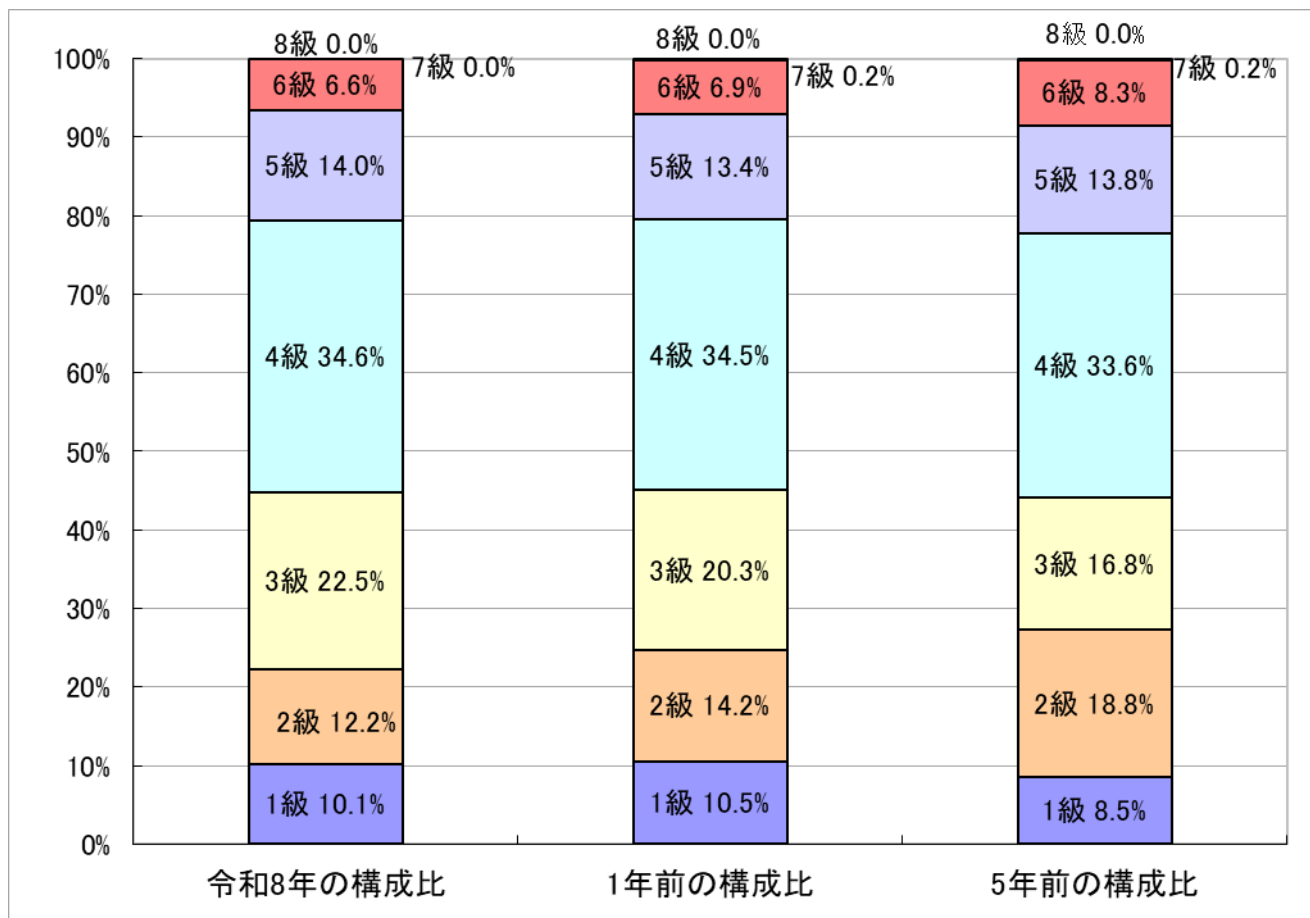
(注) 該当する職員が1人又はいない場合は空欄としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

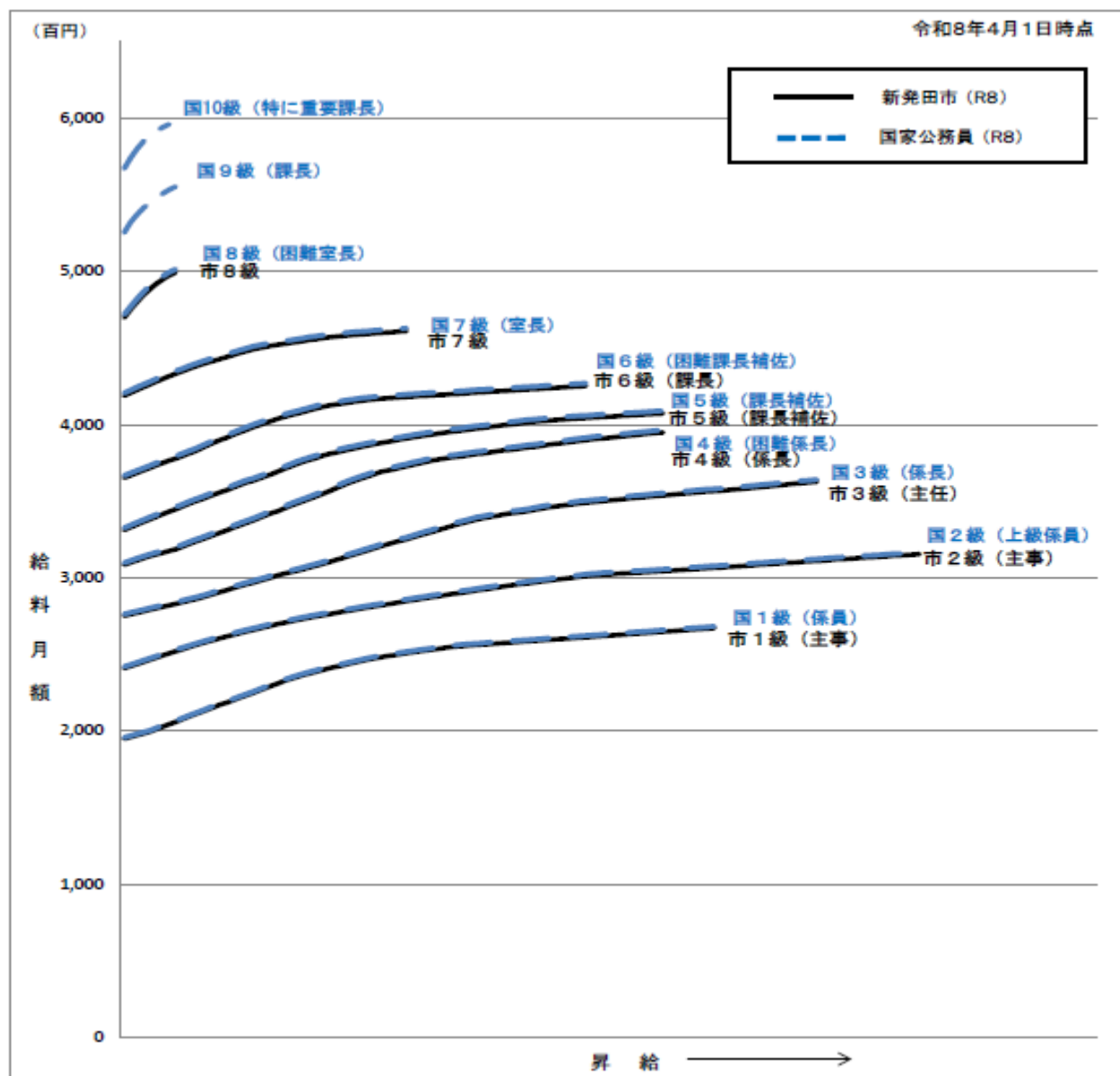
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和8年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	—	0人	0.0%	469,823円	499,293円
7級	教育次長	0人	0.0%	418,848円	460,962円
6級	課長ほか	32人	6.6%	365,186円	425,121円
5級	課長補佐	68人	14.0%	331,136円	407,200円
4級	係長、主任	168人	34.6%	308,436円	394,755円
3級	主任	109人	22.5%	275,084円	362,597円
2級	主事、技師	59人	12.2%	240,935円	315,406円
1級	主事、技師	49人	10.1%	194,938円	267,119円

(注) 1 新発田市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和8年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

※ 各手当の平均支給額等は、企業職（水道局）を除いたものです。

(1) 期末手当・勤勉手当

新 発 田 市	新 潟 県	国
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,581千円	1人当たり平均支給額（令和7年度） — 千円	—
(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 (1.4月分) (1.05月分)	(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 (1.4月分) (1.05月分)	(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 (1.425月分) (1.025月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) () 内は暫定再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和8年4月1日現在）

新 発 田 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額					
応募認定・定年		自己都合			
19,160千円		3,085千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3)地域手当（令和8年4月1日現在）

支給なし

(4)特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

区分			水道局職員を除いた全職種	
支給実績（令和7年度決算）			1, 197千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）			29, 187円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）			5.0%	
手当の種類（手当数）			11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和7年度決算）	左記職員に対する 支給単価
滞納処分手当	従事職員	市税等の滞納整理又は差押え等の滞納処分業務（1日4時間以上）	0千円	日額300円
福祉調査手当	生活保護担当者及び指導監督職員	要保護世帯の訪問調査等	709千円	日額300円
防疫作業手当	従事職員	家畜伝染予防法に基づく家畜のと殺・死体焼却・埋却、畜舎等の消毒作業	1千円	日額380円 又は760円
		家畜伝染病のまん延防止作業	0千円	日額290円
		特定新型インフルエンザ等から市民の生命、健康を保護する作業	0千円	日額1,500円 又は4,000円
		その他伝染病の防疫作業	0千円	日額200円
伝染病患者等訪問手当	保健師	伝染病その他の患者の訪問	76千円	日額200円
清掃作業等手当	技能労務職員	じん芥収集処理、し尿収集処理及び汚泥処理作業（1日4時間以上）	69千円	日額500円 （休日の場合、日額1,500円）
		衛生害虫駆除	10千円	日額300円
		五十公野公園の便所掃除、じん芥処理（1日4時間以上）	0千円	日額500円
遺体取扱手当	従事職員	遺体の取扱作業	0千円	1件3,000円
特殊作業用自動車等運転手当	技能労務職員	ブルトーザー、大型バス等の運転（1日4時間以上）	35千円	日額200円
除雪作業手当	従事職員	除雪又は排雪作業、作業現場での車両又は歩行者の誘導作業（1日4時間以上）	286千円	日額500円 （早朝）日額1,800円 （緊急）日額2,700円
用地交渉手当	用地交渉を本務とする職員	用地交渉	10千円	日額300円
公共土木施設災害応急作業手当	従事職員	豪雨等災害時の河川、堤防、道路等の応急作業、巡回監視等	0千円	日額350円
遭難救助手当	従事職員	著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の捜索又は救助作業	0千円	日額2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	183,232千円
職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	257千円
支給実績（令和6年度決算）	155,889千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	219千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和7年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
対象者に対して毎月支給するもの				
扶養手当	・子 13,000円 ・子以外の扶養親族 各6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は、5,000円加算	同じ	78,545千円	260,945円
住居手当	・自ら居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて、最高28,000円（家賃の額が61,000円以上の場合）まで支給しています。	同じ	41,155千円	293,962円
通勤手当	・交通機関利用者（定期券の通用期間ごとに支給） 負担している運賃の額に応じて、一箇月当たり最高150,000円まで支給しています。 ・交通用具使用者 片道の使用距離に応じ、2,000円（2km以上5km未満）から最高66,400円（100km以上）まで支給しています。	同じ	44,603千円	67,683円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員に対してその役職に応じて月額19,800円～79,200円を支給しています。	同じ	67,531千円	511,600円
単身赴任手当	・官署を異にする異動等により自宅からの通勤距離が60km以上となり単身赴任を常況とする職員に対して、その距離に応じて30,000円から100,000円まで支給しています。	同じ	0千円	0円
勤務実績に応じて支給するもの				
宿日直手当	・宿日直勤務をした職員に対して、その勤務内容に応じて勤務1回につき4,700円～7,700円を支給しています。	同じ	5千円	4,700円
管理職員特別勤務手当	・管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合に、勤務1回につき最高10,000円まで支給しています。	同じ	1,908千円	21,682円

5 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	948,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副市長	728,000円	— 円	／ — 円
	教育長	650,000円	— 円	／ — 円
			— 円	／ — 円
報酬	議 長	498,000円	— 円	／ — 円
	副議長	428,000円	— 円	／ — 円
	議 員	396,000円	— 円	／ — 円
期末手当	市 長	(令和7年度支給割合)		
	副市長 教育長	3.50月分		
	議 長	(令和7年度支給割合)		
	副議長 議 員	3.50月分		
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×46.7%	21,250,368円	任期毎
	教育長	給料月額×在職月数×31.7%	11,077,248円	任期毎
		給料月額×在職月数×21.7%	5,077,800円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長、副市長については4年＝48月、教育長については3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

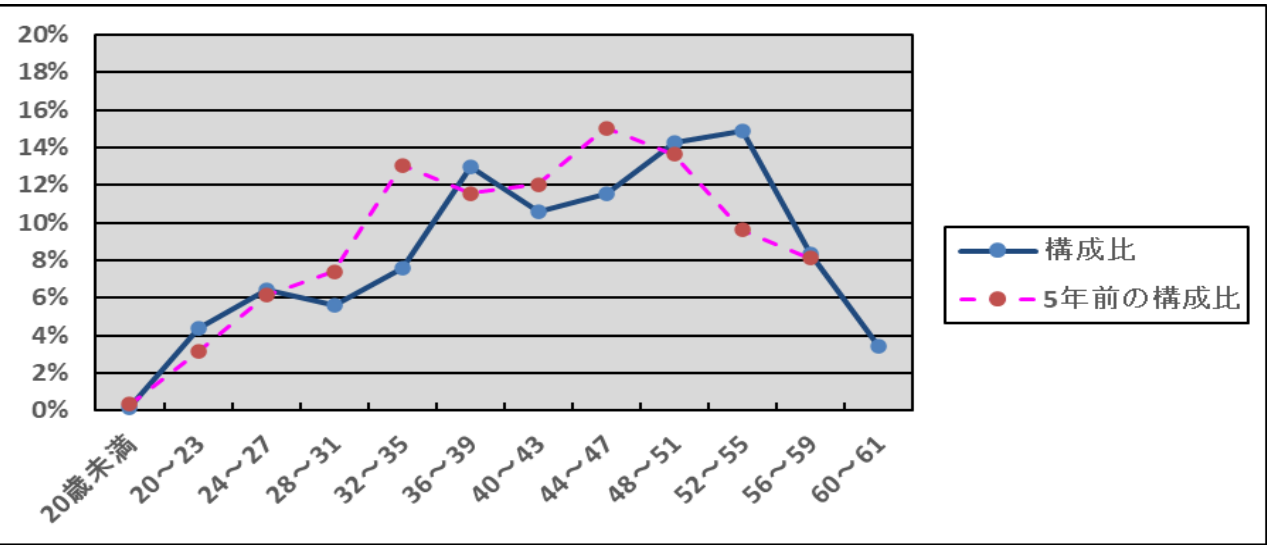
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和7年度 (4月1日現在)	令和8年度 (4月1日現在)		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	7	8	1	業務執行体制の見直しによる増
		総 務	1 7 7	1 7 3	△ 4	組織・機構の改革に伴う減
		税 務	4 8	4 8	—	
		民 生	2 3 8	2 4 0	2	業務執行体制の見直しによる増
		衛 生	6 0	6 1	1	業務執行体制の見直しによる増
		労 働	2	2	—	
		農林水産	3 2	3 1	△ 1	業務執行方法の見直しによる減
		商 工	2 4	2 2	△ 2	業務執行方法の見直しによる減
		土 木	6 6	6 4	△ 2	組織・機構の改革に伴う減
		計	6 5 4	6 4 9	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 7 2 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 一人)
	教育部門		1 1 0	1 0 7	△ 3	業務執行方法の見直しによる減
	小 計		7 6 4	7 5 6	△ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 8 3 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 一人)
公営企業等 会計部門	水 道		2 7	2 7	—	
	下 水 道		2 3	2 3	—	
	そ の 他		3 9	3 6	△ 3	業務執行方法の見直しによる減
	小 計		8 9	8 6	△ 3	
合 計			8 5 3 [990]	8 4 2 [990]	△ 1 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 9 3 人

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、会計年度任用職員または再任用職員（短時間勤務）を除いています。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和8年4月1日現在)



区 分		20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳～61歳	計
職員数	R8. 4. 1	1人	37人	54人	47人	64人	109人	89人	97人	120人	125人	70人	29人	842人
	R3. 4. 1	3	27	53	64	113	100	104	130	118	83	70	0	865

(注) 一般職に属する職員数の合計です。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	6 5 2	6 4 3	6 4 6	6 5 6	6 5 4	6 4 9	△ 3 (△ 0.5%)
教育	1 2 3	1 1 7	1 1 2	1 1 1	1 1 0	1 0 7	△ 1 6 (△ 13.0%)
普通会計計	7 7 5	7 6 0	7 5 8	7 6 7	7 6 4	7 5 6	△ 1 9 (△ 2.5%)
公営企業等会計計	9 0	9 0	9 0	8 9	8 9	8 6	△ 4 (△ 4.4%)
総合計	8 6 5	8 5 0	8 4 8	8 5 6	8 5 3	8 4 2	△ 2 3 (△ 2.7%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考) 令和6年度の総費用に占める職員給与費比率
令和7年度	1,976,045千円	145,509千円	173,362千円	8.8%	8.9%

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 24,314 千円を含みません。

2 暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員に係る職員給与費を含みません。

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考) 政令指定都市を除く市町村の平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和7年度	27人	117,968千円	22,043千円	33,228千円	173,239千円	6,416千円	一千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和8年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費には、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
新発田市	47.6歳	358,361円	492,970円
政令指定都市を除く市町村の平均	—歳	—円	—円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

新発田市	政令指定都市を除く市町村の平均
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,758千円	1人当たり平均支給額（令和7年度） —千円
(令和7年度支給割合) 期末手当 2.525月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.125月分 (1.05)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和８年４月１日現在）

新 発 田 市			政令指定都市を除く市町村の平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額	20,459千円		1人当たり平均支給額 — 千円

（注）１ 退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

２ 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当 なし

エ 特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

区分			水道局職員	
支給実績（令和７年度決算）			356千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）			13,979円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和７年度）			85.7%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和７年度決算）	左記職員に対する支給単価
現場手当	従事職員	総合監視制御の夜間業務	220千円	１回800円
保安勤務手当	従事職員	正規の勤務時間外における緊急に措置すべき保安業務	90千円	日額3,000円
		12/29～1/3の期間の総合監視制御業務	26千円	１回1,500円 （夜間１回 3,000円）

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和７年度決算）	2,479千円
職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	103千円
支給実績（令和６年度決算）	2,942千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	123千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日給を含みます。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和７年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績 (令和７年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (令和７年度決算)
対象者に対して毎月支給するもの				
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ	５，４３６千円	３１９，７６５円
住居手当	一般行政職と同じ	同じ	１，１５８千円	２８９，５００円
通勤手当	一般行政職と同じ	同じ	１，５９８千円	５９，２００円
管理職手当	一般行政職と同じ	同じ	２，１５９千円	４３１，７６０円
単身赴任手当	一般行政職と同じ	同じ	— 千円	— 円
勤務実績に応じて支給するもの				
夜勤手当	・正規の勤務時間として午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務した職員に対して、勤務１時間につき、１時間当たりの給与額の２５／１００を支給しています。	—	８９２千円	１２７，４５９円
宿日直手当	一般行政職と同じ	同じ	— 千円	— 千円
管理職員特別勤務手当	一般行政職と同じ	同じ	— 千円	— 千円